



北海道開発局の地域防災支援 **防災ナビ**

- 北海道内では、過去より地震、津波、豪雨、火山噴火等による自然災害が発生しており、北海道開発局ではこれらの経験及び全国的な災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会基盤づくりと防災体制の整備を進めています。
- 頻発する自然災害から国民の生命と暮らしを守るため、今後とも各自治体との連携強化に努め、地域防災力強化に向けた総合的な支援・協力を進めてまいります。

支援メニュー

1. 防災体制の強化

- 1-1 防災情報の提供
- 1-2 大規模氾濫減災対策協議会
- 1-3 道路防災連絡協議会
- 1-4 道央圏・太平洋側港湾の防災連携

3. 災害に強い地域づくり

- 3-1 根幹的な社会資本整備（直轄事業）
- 3-2 ハザードマップ整備の支援
- 3-3 水害リスクマップ及び多段階の浸水想定区域図
- 3-4 自治体と連携した防災訓練の実施
- 3-5 北海道開発局総合防災訓練
- 3-6 地域防災力向上のための支援
- 3-7 防災・安全交付金
- 3-8 津波防災地域づくり法

2. 災害発生時の対応や支援

- 2-1 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）派遣
- 2-2 災害対策用機械による支援
- 2-3 広域防災フロートの派遣
- 2-4 大規模土砂災害発生時の緊急調査
- 2-5 北海道道路啓開計画
- 2-6 特定緊急水防活動
- 2-7 雪害・暴風雪を踏まえた取組

注）本メニューは防災支援に関する施策の一部を掲載しています。

参考：防災ポータル（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

参考：防災対策・技術・機械・電気通信（北海道開発局HP）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/category/u23dsn0000001j3.html>

3-1 根幹的な社会資本整備(直轄事業)

○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、安全で安心して暮らせる国土づくりを進めます。総合的な治水対策や安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築、港湾、空港施設の耐震化、積雪寒冷地特有の災害への対応など災害に強い社会資本整備を推進します。

● 地震・津波対策

災害時に広域的な救援・救護活動や緊急物資搬送を確実に実施するため、港湾、空港、橋梁等の地震対策を推進します。



耐震強化岸壁での防災訓練
【釧路港】



空港の液状化対策
【新千歳空港】

● 道路ネットワークの確保

大規模災害に備えるとともに、被災時における救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、耐震・防災・雪害対策等を推進します。



防雪柵の整備

● 風水害対策

集中豪雨の増加などの災害リスク増大に対し、千歳川流域の治水対策、平取ダムの整備など総合的な治水対策を進めます。



千歳川流域の治水対策
(千歳川遊水地群(R2年度
供用開始)、堤防整備等)



平取ダムの整備
【沙流川水系額平川】

● 拠点施設等の耐震化

災害対応、復旧活動の拠点となる施設等の耐震化を進めます。



庁舎耐震改修
(イメージ)



空港施設の耐震補強
【函館空港】

● 農地等の防災対策

農作物及び農地への災害を未然に防止するため、機能低下した基幹施設の改修を推進します。



洪水流下機能の回復



頭首工の整備
【空知川頭首工】

● 火山災害対策

多数存在する活火山による災害に備え、泥流対策等を推進します。



昭和63年十勝岳噴火



砂防堰堤等の整備
【樽前山 覚生川】

3-2ハザードマップ整備の支援【ハザードマップポータルサイト】

○災害から命を守るためには、身のまわりにどんな災害が起きる危険性があるのか、どこへ避難すればよいのか、事前に備えておくことが重要です。

○国土交通省では、防災に役立つ様々なリスク情報や全国の市町村が作成したハザードマップを、より便利により簡単に活用できるようにするため、ハザードマップポータルサイトを公開中です。

【重ねるハザードマップ】

防災に役立つ災害リスク情報などを地図や写真に自由に重ねて表示することができます。

閲覧できる情報

- 洪水浸水想定区域: 河川氾濫により浸水が想定される区域と浸水深が閲覧可能。想定最大規模と計画規模があります。
- 道路冠水想定箇所: アンダーパスなど、大雨の際に冠水し、車両が水没するなどの重大な事故が起きる可能性がある箇所。
- 緊急輸送道路: 災害直後から、避難・救助・物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。
- 事前通行規制区域: 大雨などで土砂崩れや落石の恐れのある箇所について、規制の基準を定めて、災害が発生する前に通行止めなどの規制を実施する区域。
- 代表的な災害の航空写真: 代表的な過去の災害について航空写真を閲覧可能。
- 指定緊急避難場所: 各種災害に対応する緊急に避難する場所を閲覧可能。
- 【その他に閲覧できる情報】
 - ため池浸水想定区域
 - 津波浸水想定
 - 土砂災害警戒区域等
 - 土砂災害危険箇所
 - 事前通行規制区域
 - 過去から現在までの空中写真
 - 土地条件図
 - 沿岸海域土地条件図
 - 治水地形分類図
 - 明治期の低湿地
 - 活断層図
 - 火山基本図
 - 火山土地条件図
 - 色別等高図
 - 自由な色別等高図
 - 大規模盛土造成地

防災に役立つ情報を一元的に閲覧できます

<活用例1>
「土石流危険渓流」+「事前通行規制区域」
+「洪水浸水想定区域」+「道路冠水想定箇所」

大雨時に通行が規制される箇所、リスクのある場所を地図上に表示することにより、事前に避難ルートの検討を行うことができます。

<活用例2>
「活断層図」+「大規模盛土造成地」
+「急傾斜地崩壊危険箇所」

活断層の位置、がけ崩れのおそれがある場所、人工的に盛った地盤の場所を重ね合わせて、地震に関する様々な災害危険性を把握できます。

【わがまちハザードマップ】

全国の市町村が作成したハザードマップを地図や災害種別から簡単に検索することができます。

わがまちハザードマップページ
地域のハザードマップを閲覧する
わがまちハザードマップ
市町村が法令に基づき作成・公開したハザードマップを閲覧します。

各市区町村のページ
地域・津波ハザードマップ
洪水ハザードマップ
津波ハザードマップ
土砂災害ハザードマップ
ため池ハザードマップ
火災ハザードマップ
地震被害(ゆれやすさ)マップ

各市町村のハザードマップ公開ページに移動し
ハザードマップを閲覧できます

ハザードマップポータル
サイトのパンフレット
<http://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/pamphlet/pamphlet.pdf>

ハザードマップポータル
サイトの紹介
<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/pamphlet/kouhou.pdf>

閲覧できる主な情報

洪水ハザードマップ 河川が氾濫した時に想定される浸水域や浸水深、避難場所等を表示 東京都大田区洪水ハザードマップ	内水ハザードマップ 下水道等の排水能力を超えた大雨の際に想定される浸水域や浸水深を表示 東京都港区内水ハザードマップ	高潮ハザードマップ 台風等の影響により、海水が堤防を越えて浸水域が想定される地域と浸水深を表示 山口県下関市高潮ハザードマップ	火山ハザードマップ 火山噴火により噴石、火砕流、融雪型火山泥流等の影響が及ぶ範囲を表示 北海道白老町御嶽山火山噴火マップ
津波ハザードマップ 津波が陸上に押し寄せたときの浸水域や浸水深を表示 高知県高知市津波ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ 土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)の発生危険地域を表示 熊本県大田原市土砂災害ハザードマップ	ため池ハザードマップ ため池が浸没した時に想定される浸水域や浸水深等を表示 高知県つるぎ町ため池ハザードマップ	地震被害(ゆれやすさ)マップ 地震時の、震度などの揺れの大きさを表示 静岡県三島市ゆれやすさ・震度マップ

ハザードマップポータルサイト<https://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップ

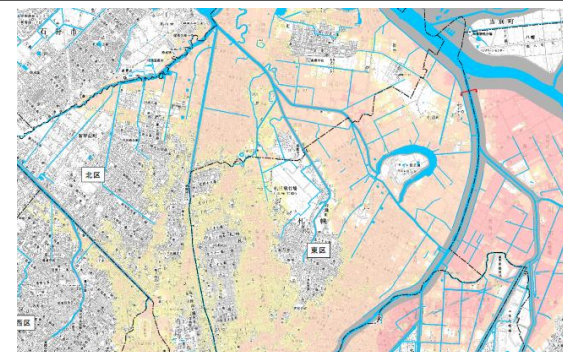
検索



洪水浸水想定区域図の作成

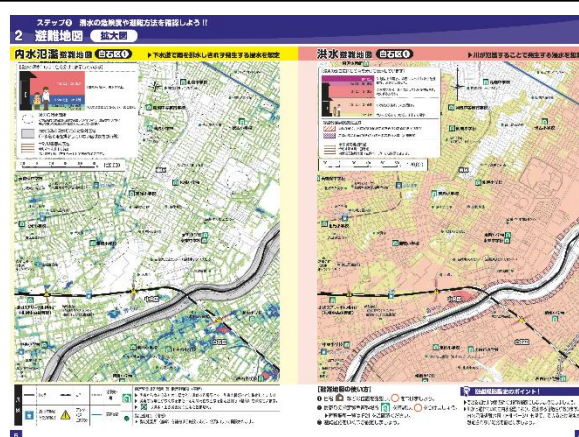
また、令和元年東日本台風等を踏まえ令和3年に洪水予報河川又は水位周知河川に加え、それ以外の一級河川及び二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、洪水浸水想定区域の指定対象に拡大しました。

これらの情報により、市町村長による避難指示等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みが進むことが期待されます。



石狩川水系豊平川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

札幌市洪水ハザードマップ(令和5年7月改訂)

[illegible]

避難情報等について

[illegible]

3-2ハザードマップ整備の支援【まるごとまちごとハザードマップ】 国土交通省

- 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できるよう、“**まちなか**”に浸水深や避難場所などの水災害に関わる情報を表示する標識を設置します。
- 洪水ハザードマップの更なる普及浸透及び危機意識醸成と洪水時避難所等の認知度の向上を図ります。

設置する標識について

①避難場所標識

災害時に避難をする場所に設置をします。
(設置は市町村)



①避難場所標識

②想定浸水深＋避難場所誘導標識

洪水ハザードマップ上の想定される浸水深とその地区の避難場所を表示する標識を設置します。
(国直轄管理区間への設置は各開発建設部)



②想定浸水深＋避難場所標識

※最寄りの開発建設部へご相談ください。

まるごとまちごとハザードマップ
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/marumachi/>



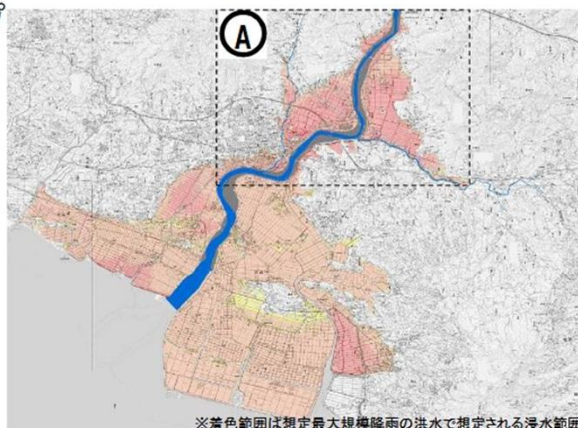
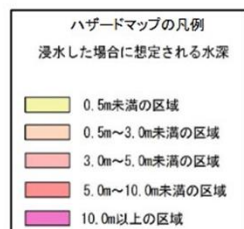
設置の例(留萌市)

3-3水害リスクマップ及び多段階の浸水想定区域図

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進してきました。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進していきます。

水害リスク情報の充実

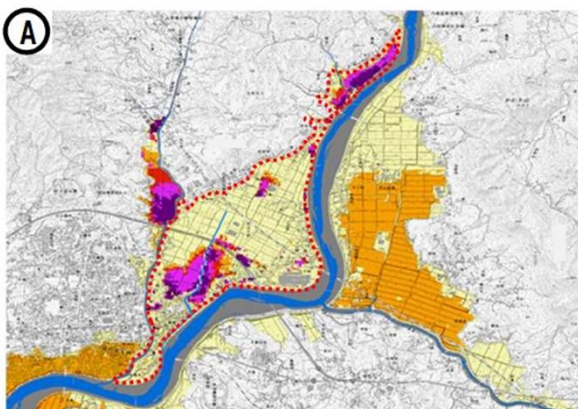
○水害ハザードマップ



○水害リスクマップ※1



※2 上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。



..... 内水氾濫浸水解析対象範囲

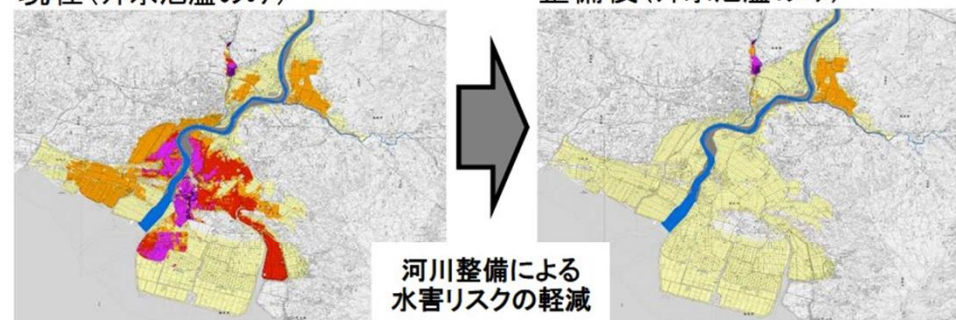
水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在(外水氾濫のみ)

整備後(外水氾濫のみ)



【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

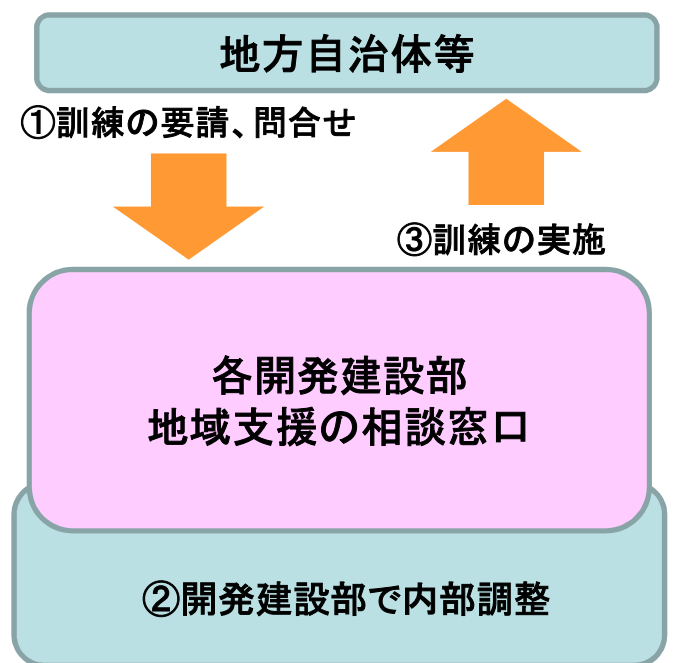
水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

3-4自治体と連携した防災訓練の実施

- 北海道開発局では、多様な災害に備え、地域と連携して防災力を高めていくため、自治体と連携した訓練にも取り組んでいます。
- 北海道開発局で定期的実施する防災訓練は公開しております。自治体で防災訓練を実施するにあたり、事前の参考として、見学が可能ですので、ご相談ください。

●防災訓練のまでの流れ



- ・各開発建設部の相談窓口を実施したい訓練内容を、お気軽に相談ください。
- ・開発建設部内部で、調整の上、実施時期と内容を依頼者と調整致します。

●北海道開発局で実施している防災訓練例

■総合訓練

- ・地震、津波、広域支援、危機管理演習、雪害対応、火山噴火危機管理演習 等

■個別訓練(関係機関連携訓練)

- ・洪水対応演習、地震防災訓練、ダム管理演習、土石流発生時演習、火山噴火災害演習、水防公開演習、水防工法現地訓練、海上防災訓練、通信訓練、救急内水排水訓練、油流出事故対策訓練、災害時孤立集落救援対応訓練、豪雨対応訓練、ハザードマップを活用した防災訓練、トンネル防災訓練 等

■非常事態対応訓練

- ・災害広報訓練、非常参集訓練、通信訓練、電気保安訓練 等

■操作技術訓練

- ・画像伝送訓練、情報伝達訓練、災害対策用機械操作訓練、農業水利施設防災訓練、土砂災害対応訓練、港湾工事防災訓練、冬季防災訓練、災害対策用ヘリコプター画像伝送訓練、樋門遠隔操作訓練、小型衛星通信装置操作訓練、排水機場操作訓練、災害規模調査訓練 等

3-4自治体と連携した防災訓練の実施【訓練の例】

●総合訓練の例

■災害時に被害を最小限に留めるためには、国、道、市町村をはじめとし、防災関係機関の円滑な連携が重要となります。

そのために、各機関が有する災害対応のリソース、初動対応などについて、日頃より相互理解を進めるため、自治体・関係機関と相互に訓練参加を実施しています。

●個別訓練の例

■開発局職員及び防災関係機関（自治体・消防等）を対象に、防災意識の向上・関係機関との連携強化を目的として、大規模な洪水・土砂災害発生時における対応についてハザードマップ等を活用し、危険箇所や避難箇所の確認、関係機関との連携時における課題抽出などの図上訓練を実施しました。
〔参加機関：帯広開発建設部、防災関係機関（各自治体・陸上自衛隊・消防等）〕

北海道開発局総合防災訓練



河川洪水・土砂災害対応図上訓練（帯広開建）



3-5防災訓練(令和5年度 北海道開発局総合防災訓練 概要)

1.目的 日本海溝沿い巨大地震・津波を想定し、『日本海溝・千島海溝沿い超巨大地震 災害初動対応マニュアル』（以下、初動対応マニュアルという。）等に基づき、本局や開発建設部、防災関係機関と連携し、**防災ICTを活用した実践的な訓練を実施**することにより、防災力の向上を図る。

2.訓練のポイント

- ①防災ICTの活用による実践的な対応を検証
- ②職員派遣体制(リエゾン派遣)の検証
- ③防災関係機関との情報共有体制の検証

3.実施日時

・令和5年11月15日(水) 9:00-12:00

4.参加機関

- ・本局、開発建設部（全10開建）
- ・防災情報共有システム加盟機関（137市町村ほか）

5.主要会場

- ・北海道開発局 災害対策室

6.想定災害

日本海溝沿い巨大地震・津波

【震源】

青森県東方沖

【発災日時】

訓練日9:00（平日、勤務時間内）

【震度】

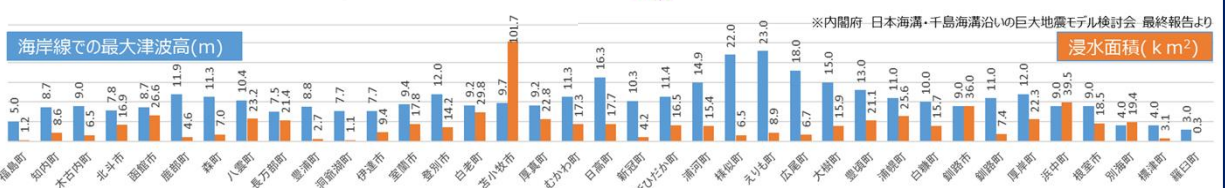
道内最大震度6弱（函館市）

【津波】

大津波警報（太平洋沿岸）

最大津波高さ 23m（えりも町）

浸水面積 101.7km²(苫小牧市)



訓練項目

- ①災害対策用ヘリコプター緊急発進・映像配信訓練
- ②移動型衛星通信設備Car-SAT映像配信訓練
- ③防災情報共有システム映像配信訓練
- ④無人航空機ドローン映像配信訓練
- ⑤職員安否報告訓練
- ⑥30分ルール報告・DiMAPS報告訓練
- ⑦災害対策本部運営訓練（テレビ会議）
- ⑧リエゾン派遣・アプリ登録訓練



3-5防災訓練(令和5年度 北海道開発局総合防災訓練 概要)

訓練実施状況

①災害対策用ヘリコプター緊急発進・映像配信訓練

災害対策用ヘリコプター緊急発進・映像配信訓練



災害対策用ヘリコプター



河川、道路、港湾、防災の職員4名が搭乗

災害対策用ヘリコプター



職員を乗せ丘珠空港を緊急発進

災害対策用ヘリコプター



上空から被災状況をリアルタイム共有

③防災情報共有システム映像配信訓練



防災情報共有システムでリアルタイム配信

②移動型衛星通信設備Car-SAT映像配信訓練

移動型衛星通信設備 Car-SAT映像配信訓練



Car-SAT



職員を乗せ格納場所から緊急発進



衛星通信技術を活用し



走行しながら現地状況をリアルタイムで共有

④無人航空機ドローン映像配信訓練

無人航空機ドローン映像配信訓練



立入が困難な被災現場等を想定し



上空から調査状況をリアルタイム共有



災害対策本部からの指示を受け撮影方向を調整

- 北海道開発局では、地方自治体等がより効果的に地域防災力を向上させるために、様々な支援をしています。
- 地域の防災力を高めてもらうために、開発局で行っている防災訓練の見学受け入れを行うとともに、地域防災を担う人材養成育成の支援、地域住民の防災意識向上のための講習会の実施、及び防災意識向上のためのグッズの貸与などを行っています。

●支援メニュー

① 北海道開発局が実施する防災訓練への見学等

- RP方式の防災訓練の見学、DIG方式の防災訓練の参加など防災訓練を通じて、防災訓練ノウハウを提供します。
- 今後、合同で防災訓練を実施しようというお考えがある場合、一度北海道開発局がどのような防災訓練を行っているか、見学で確認頂けます。

② 地域防災を担う人材育成の支援

- 町内会、自主防災組織、NPO等の様々な組織レベルによる共助の仕組みを構築するお手伝いをします。
- 図上訓練を実施するための、地域の世話役(ファシリテーター)の養成や、水防団員の水防技術の向上のための実技演習などを支援します。

③ 防災意識向上のための学習会等の実施

- 地域の防災に関する情報とともに職員が持つ知見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座を開設しています。
- 出前講座(講習会)の内容については、ご要望により対応致しますので、お気軽にご相談ください。



④ 防災意識向上のための防災グッズの貸与

- 地域住民等の防災意識向上のための取組を支援するために、北海道開発局で所有している、東日本大震災に関連するパネル、モニュメント、画像DVD等をお貸しします。
- 勉強会等をご検討されている場合は、災害に関連する教育用のビデオ等が多数ありますので、ご相談ください。

■出水時における水防活動が円滑に実施されるよう、水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、特に技術面に主眼をおいた講習会を実施し、水防の技術的な指導者育成のお手伝いをします。

水防技術講習会の実施内容

①水防工法の実技演習

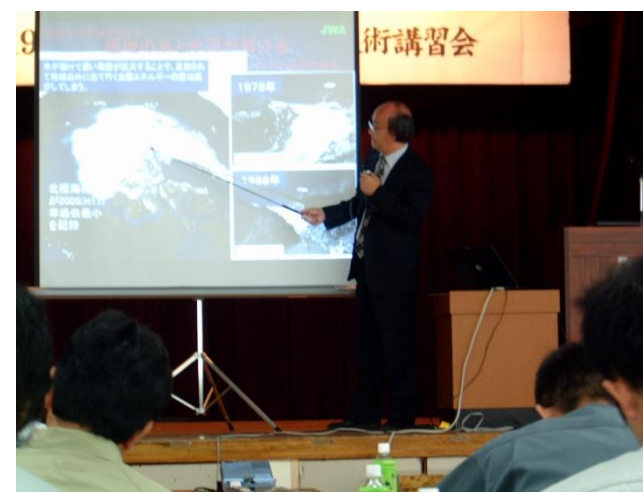
- ・縄結び
- ・土のう製作、水防工法等の実習



月の輪工法実施状況

②その他(例)

- ・水防法や河川情報等の説明
- ・近年の気象状況等



水防一般の講義実施状況

講習対象者: ①心身ともに健全な者で水防のリーダーとしてふさわしい団員で水防管理団体の長が推薦するもの
②北海道開発局・北海道・市長村の水防担当職員で所属長の推薦するもの

3-6地域防災力向上のための支援【学習会等の実施】

留萌川(潮静小学校)における防災教育 (令和4年9月5日)

潮静小学校5年生を対象に防災教育を実施し、洪水の映像による災害の振り返りや、留萌市の防災ガイドマップによる浸水範囲や避難場所を確認しました。また、留萌川を上空から撮影したVR映像の体験やマイタイムラインの作成・発表などによる防災教育を行いました。
(出前講座)



↑マイタイムライン↑
作成の様子



← 上空からの見た
留萌川をVR映像で体験

木野東小学校での防災学習及び避難訓練 (令和4年10月5、7、17日)

木野東小学校の4年生を対象に防災教育を実施し、「水災害からの避難訓練ガイドブック」を活用して、帯広開発建設部の職員によるポイント説明や、実際に避難所までの経路を確認する避難訓練を実施し、併せて北海道防災マスターよりH28出水の説明等を行いました。(出前講座)



↑ 防災学習の様子 ↑

北海道防災マスターによる
H28出水の説明 →



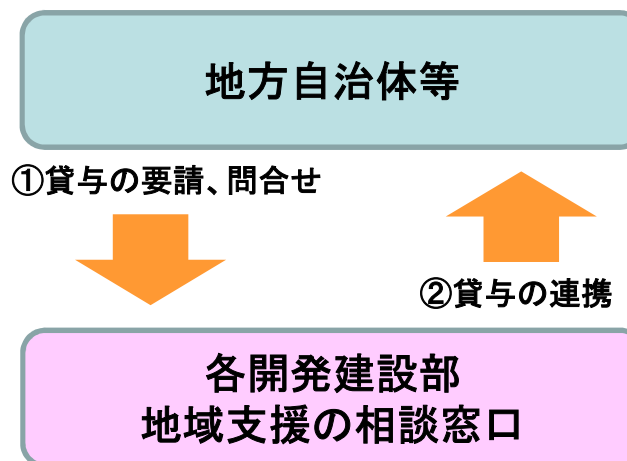
参考: 防災教育ポータル(国土交通省HP)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

3-6地域防災力向上のための支援【防災グッズの貸与】

■北海道開発局では、市町村が実施する地域住民等への防災意識向上のための取組を支援するため、北海道開発局が所有する啓発用のパネル、映像DVD等を貸し出します。

●グッズの貸与を希望する場合



【相談窓口】

開発建設部	名称	電話
札幌開発建設部	地域支援相談窓口	011-611-0281(直通)
函館開発建設部	地域支援相談窓口	0138-42-7740(直通)
小樽開発建設部	地域支援相談窓口	0134-23-8035(直通)
旭川開発建設部	地域づくりに関する相談窓口	0166-32-3079(直通)
室蘭開発建設部	地域活力相談窓口	0143-25-7053(直通)
釧路開発建設部	地域支援相談窓口	0154-24-7395(直通)
帯広開発建設部	地域支援相談窓口	0155-24-3195(直通)
網走開発建設部	地域支援相談窓口	0152-44-6851(直通)
留萌開発建設部	地域支援相談窓口	0164-42-2395(直通)
稚内開発建設部	地域支援相談窓口	0162-33-1185(直通)

- グッズの貸与を希望する場合は、各開発建設部の相談窓口にお気軽に相談ください。
- グッズ等の貸入、返却についても、お気軽に相談ください。
- 借用中のグッズの管理については借用者が責任を持って行ってください。

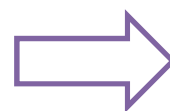
防災・減災、安全を実現するメニューに特化して集中的に支援

- 社会資本整備総合交付金と同様に、関係事務を一本化・統一化
- 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- 防災・減災、安全に資する基幹事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基 幹 事 業

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備 等

(防災・安全交付金の例)

・インフラ老朽化対策
例)公園施設の改修



・事前防災・減災対策
例)流域治水対策
(風水害・土砂災害への対策)

・生活空間の安全確保
例)自転車通行空間の整備



効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業一体となつて、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備
(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)
- ・遊具の修繕

例)ハザードマップ
の作成・活用



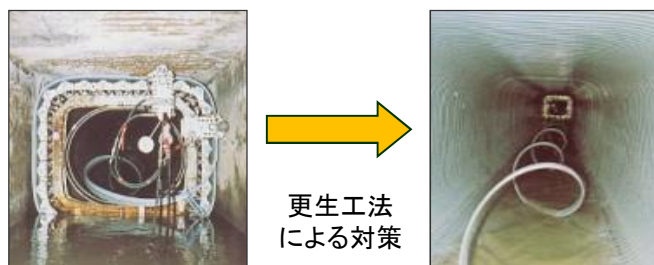
例)防災訓練の実施



社会資本整備総合交付金等について
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

防災・安全交付金を活用し、老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等戦略的維持管理・更新の実施を総合的に支援。

◆下水道の老朽化対策等



道路陥没

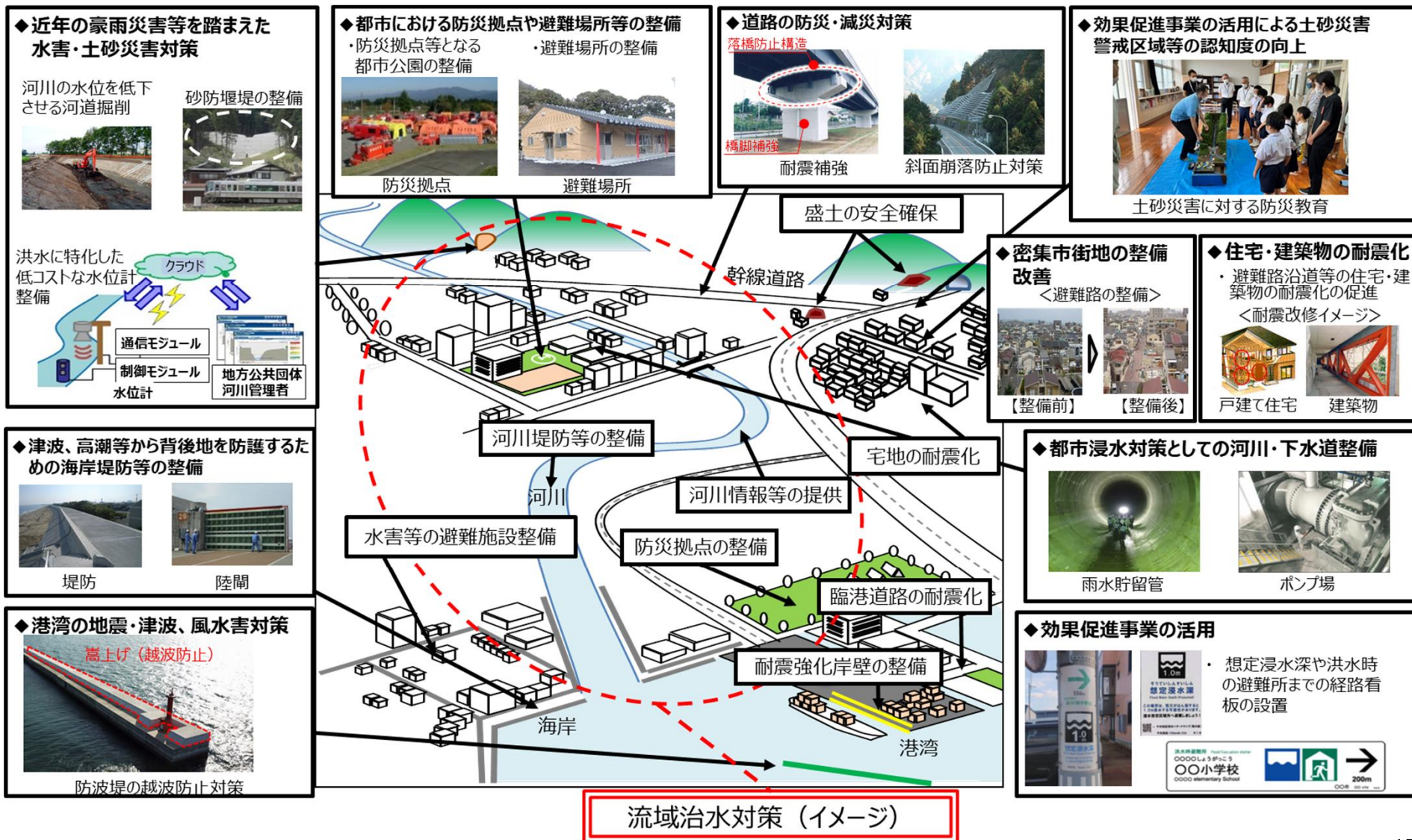


◆港湾施設の老朽化対策



3-7防災・安全交付金【地域における総合的な事前防災・減災対策】 国土交通省

防災・安全交付金を活用し、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を支援。



今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震等における地震被害の発生を防止するため、防災・安全交付金を活用し、密集市街地の防災性の向上、住宅・建築物等の耐震化等に対し支援。

避難所、劇場等の天井の耐震化

○天井脱落の被害事例



体育館



音楽ホール

公営住宅の耐震化



▲外付けフレーム耐震補強

エレベーターの安全確保

- ・既設エレベーターの防災対策改修※の支援
- ※地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の耐震化

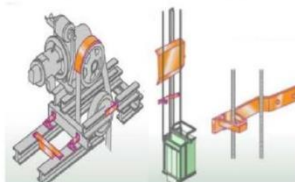
地震時管制
運転装置の設置



P波を感知し、最寄り階に自動運転し、乗客をエレベーター外に避難させる

主要機器の耐震補強措置

(鋼索からのロープの(昇降路内突出物へのロープはすれ防止措置の例)等の総まり防止措置の例)



住宅・建築物の耐震化

- ・避難路沿道等の住宅・建築物の耐震化の促進

○耐震改修イメージ

＜戸建住宅＞

筋交いによる補強
構造用合板による補強
筋交いのタスキ掛け



＜建築物＞



鉄骨ブレースによる壁の補強

防災・安全交付金を活用し、地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策や通学路等の生活空間における交通安全対策等の実施を支援。

《地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策》

延焼を抑制し避難路となる道路や避難場所となる公園・広場等の整備



老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え



《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

○未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

○鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

○地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分

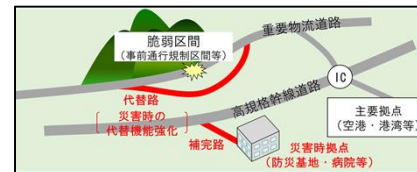


自転車通行空間の整備

《国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）》

○重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

○災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法枠工



雪崩防止柵

基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「**多重防御**」の発想によって津波防災地域づくりを推進

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

津波防災地域づくりに係る技術検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- ・ 津波災害警戒区域
- ・ 津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和

3-8津波防災地域づくり法【いのちを守る地域づくりのイメージ】



津波防災地域づくりパンフレット(1/2)

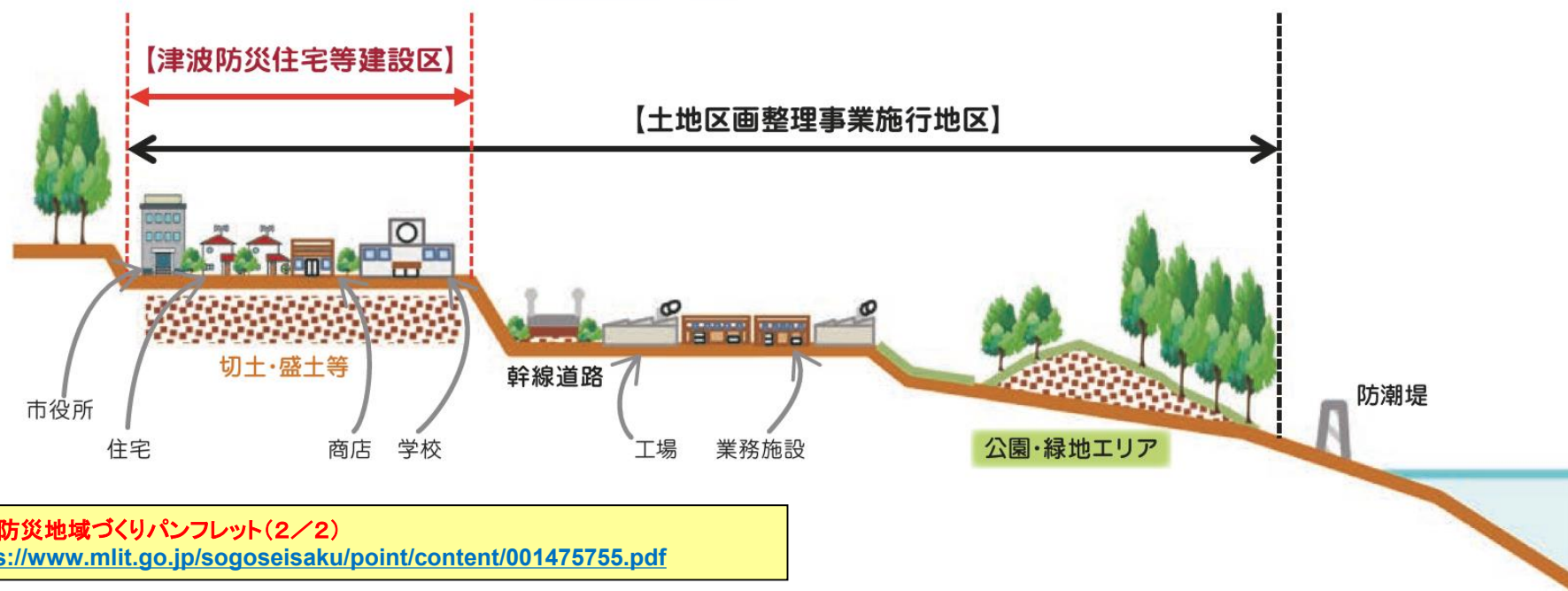
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001475754.pdf>

▶ 津波防災住宅等建設区制度

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例（土地区画整理法第89条「照応の原則※」の例外）を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない（土地区画整理法第89条）

施行地区イメージ図



津波防災地域づくりパンフレット(2/2)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001475755.pdf>

▶ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、**建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする**



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する例）都市計画上の指定容積率200%→220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい

津波防災地域づくりパンフレット(2/2)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001475755.pdf>

